

II 低所得者福祉

1 生活保護

日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定され、この理念に基づき国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護法が制定されたものである。この制度の基本原理は、1. 無差別平等の原理、2. 最低生活保障の原理、3. 補足性の原理から成り立っている。生活保護行政は、単に生活に困窮している国民に対して最低生活を保障することだけでなく、さらに積極的に、それらの人々の自立の助長を図ることを目的としている。

本市における生活保護の状況は、平成20年に発生したリーマンショックの影響により製造業を中心とした雇用環境の悪化を受け、平成24年1月には780世帯、1,064人、保護率1.19%と最高値を記録した。その後は減少傾向で推移していたが、新型コロナウイルス感染症や電気、ガス、食料品等の価格高騰の影響も受け、令和元年度から増加傾向に転じた。令和6年度は671世帯、780人、保護率1.00%となっている。

被保護世帯の世帯別類型については、従前より高齢者世帯の割合が最も高い割合を占めていたが、高齢化の一層の進展に伴い令和3年度は57.3%と半数を超える状況となっている。

また、稼働年齢層である「その他の世帯」の割合は、平成21年度(9.9%)から平成24年度(21.9%)にかけて顕著な増加傾向が見られたが、それ以降は雇用環境の改善等を受け減少傾向で推移している。

(1) 生活保護世帯等の推移

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
被保護世帯数		672	684	683	680	671
被保護人員		802	816	809	787	780
保護率 %	米沢市	0.98	1.00	1.01	0.99	1.00
	山形県	0.73	0.74	0.74	0.74	0.74
	全 国	1.64	1.63	1.63	1.63	1.62

(2) 生活保護世帯類型別の推移(停止世帯を除く)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高齢者世帯	世帯数 (割合)	378(56.2%)	392(57.3%)	391(57.2%)	382(56.2%)	373(55.8%)
母子世帯	世帯数 (割合)	21(3.1%)	25(3.7%)	23(3.4%)	23(3.4%)	25(3.7%)
障がい者世帯	世帯数 (割合)	76(11.5%)	81(11.8%)	90(13.2%)	95(14.0%)	98(14.6%)
傷病者世帯	世帯数 (割合)	118(17.5%)	111(16.2%)	109(16.0%)	108(15.9%)	95(14.2%)
その他の世帯	世帯数 (割合)	79(11.7%)	75(11.0%)	70(10.2%)	72(10.5%)	78(11.7%)

(3) 保護の開始理由別世帯数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
傷病	14	12	12	8	14
要介護状態	7	14	9	12	11
働いていた者の死亡	1	0	0	1	0
働いていた者の離別	1	2	1	1	0
失業・解雇等	8	9	8	10	11
高齢による収入減少	4	1	2	2	9
事業不振・倒産	4	1	2	1	1
その他の働きによる収入減少	1	2	0	2	2
社会保障給付金の減少・喪失	2	1	1	0	0
貯金等の減少・喪失	33	40	38	45	51
仕送りの減少・喪失	5	1	4	2	1
ケース移管	3	3	6	4	6
その他	9	6	18	7	3
計	92	92	101	95	109

(4) 保護の廃止理由別世帯数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
傷病治癒	0	0	0	0	0
死亡	37	51	41	42	45
失踪	0	0	0	1	1
働きによる収入増加・取得	4	4	9	15	12
働き手の転入	0	0	0	0	0
社会保障給付金増加	7	4	8	4	6
仕送り等の増加	0	0	0	0	6
親類縁者等の引取り	4	3	6	4	7
施設入所	6	3	9	3	10
医療費の他法負担	0	0	1	3	3
ケース移管	3	2	2	7	0
その他	30	20	23	17	25
計	91	87	99	96	115

(5) 生活保護費の扶助別支給状況

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
生活扶助	人員(人)	8,190	8,310	8,160	7,904	7,820
	金額(円)	323,998,297	324,973,515	316,627,504	323,730,711	316,419,007
住宅扶助	人員(人)	7,865	7,946	7,963	7,835	7,882
	金額(円)	174,189,070	182,665,623	181,885,130	184,798,132	188,705,274
教育扶助	人員(人)	346	342	243	212	283
	金額(円)	3,405,546	3,515,171	2,781,472	2,104,308	3,220,148
介護扶助	人員(人)	2,448	2,547	2,505	2,439	2,346
	金額(円)	53,411,472	42,303,122	45,427,984	51,564,446	50,397,337
医療扶助	人員(人)	7,840	7,914	7,964	7,873	7,748
	金額(円)	703,745,689	709,162,026	656,099,566	687,662,612	693,272,639
出産扶助	人員(人)	1	0	0	0	0
	金額(円)	188,720	0	0	0	0
生業扶助	人員(人)	171	164	173	124	92
	金額(円)	2,185,796	2,423,512	2,828,987	1,809,213	925,581
葬祭扶助	人員(人)	4	12	11	4	8
	金額(円)	732,080	2,138,763	2,129,046	1,158,299	1,627,187
保護施設事務費	人員(人)	259	262	238	221	212
	金額(円)	46,181,396	48,810,318	47,334,714	47,092,721	46,725,540
委託事務費	人員(人)	0	0	0	0	0
	金額(円)	0	0	0	0	0
就労自立給付金	人員(人)	2	1	5	8	9
	金額(円)	77,332	20,000	178,231	472,782	405,573
進学準備給付金	人員(人)	3	2	0	3	1
	金額(円)	500,000	200,000	0	700,000	100,000
合計	人員(人)	27,129	27,410	27,262	26,623	26,401
	金額(円)	1,308,615,398	1,316,212,050	1,255,292,634	1,301,093,224	1,301,798,286

※「委託事務費」は令和2年度から創設。

2 生活困窮者自立支援

雇用環境の変化や超高齢社会の到来の影響を受け、全国的生活保護受給者数は急増し、平成27年3月には現行制度下で過去最高となる約217万人を記録した。

生活保護受給世帯を世帯類型ごとにみると、稼働年齢層を含む「その他世帯」が平成27年までの10年間で約3倍強に増加しており、こうした状況を受け、生活困窮者について早期支援と自立促進を図るために「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行された。本制度は生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを目的としている。

令和6年度は相談者数162名、住居確保給付受給者数3名と前年度よりも減少しているものの、相談・支援内容は複雑化している。また、子どもの学習・生活支援利用者数は35名と過去最大となり、生活困窮世帯に属する子どもへの支援がより一層求められている。

(1) 必須事業（委託先：(社)米沢市社会福祉協議会）

自立相談支援事業	生活困窮者の相談に応じ、相談者の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。
住居確保給付事業	離職により住居を失った又はその恐れが高い方に、有期で家賃相当額を支給する。

(2) 任意事業

就労準備支援事業 （委託先：NPO法人With優）	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。
家計改善支援事業 （県事業活用）	家計の管理に課題を抱える生活困窮者世帯に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する。
子どもの学習・生活支援事業 （委託先：NPO法人With優）	生活困窮者世帯等の子どもに対し学習支援等を行うとともに、その保護者等に対して養育支援を行う。
就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業 （委託先：NPO法人With優）	就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもり状態にある者等）や不安定就労を繰り返している者に対する就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングから就労体験・就労訓練中の就労支援対象者及び就労体験・就労訓練事業所の双方の支援を一貫して行う。

(3) 事業実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談者数	515	338	264	170	162
新規支援プラン決定者	28	30	11	13	41
住居確保給付金受給者	43	34	17	10	3

就労準備支援利用者	5	10	7	8	11
家計改善支援利用者	0	0	0	1	1
子どもの学習・生活支援利用者	14	16	22	28	35
就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業の利用者数	—	—	—	—	34